

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年10月7日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	宇土市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.uto.kumamoto.jp/q/list/338.html

執行機関名 宇土市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	宇土市営単独住宅条例(平成30年宇土市条例第20号)による市営単独住宅(同条例第2条第1号に規定する市営単独住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宇土市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 宇土市営単独住宅条例(平成30年宇土市条例第20号)による市営単独住宅(同条例第2条第1号に規定する市営単独住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年六月四日法律第九十三号)第1条	宇土市営単独住宅条例(平成30年宇土市条例第20号)第2条及び第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営単独住宅 市が低額所得者に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定によらず建設したものをいう。 【以下 略】 第3条 市民の居住の安定と社会福祉の増進を図るため、市営単独住宅を設置する。 【以下 略】
⑦独自利用事務の関連規範		宇土市営単独住宅条例(平成30年宇土市条例第20号)